

【会議録】

会 議 名	第1回防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年4月13日（月） 10時30分から12時00分まで
開 催 場 所	港区役所 914 会議室
委 員 員	芝浦工業大学情報通信工学科教授 行田 弘一（委員長） 港区防災危機管理室長 佐藤 博史（副委員長） 国立研究開発法人情報通信研究機構ネットワーク研究所長 井上 真杉 神奈川工科大学情報学部メディア学科准教授 上田 麻理 港区企画経営部情報政策課長 矢ノ目 真展
事 務 局	防災危機管理室防災課長 白石 防災危機管理室防災課防災政策係長 高野 防災危機管理室防災課防災政策係 緑川・大林
会 議 次 第	1 開会 2 委員長・副委員長の選出について 3 選考委員会選考スケジュール（案）について 4 事業候補者募集要項（案）について 5 採点基準表（案）について 6 閉会
配 付 資 料	資料1 防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 選考委員会選考スケジュール（案） 資料4 防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者募集要項（案） 別紙1 仕様書（案） 別紙2 防災行政無線更新にかかる整備方針策定支援及び基本設計業務委託事業候補者選考基準（案） 参考資料 ・ 同報系システム構成図 ・ 移動系システム構成図 ・ 既設同報系防災行政無線の不具合等一覧 ・ 災害情報伝達手段整理表 ・ 外部システム連携図 ・ 災害時情報通信システム一覧 【様式1】 質問書 【様式2】 参加表明書兼参加資格審査申請書 【様式3】 共同事業体構成書 【様式3－2】 共同事業体協定書兼委任状 【様式3－3】 委任状

	【様式 4】事業者概要 【様式 4－2】事業者業務実績 【様式 5】業務担当者の経歴及び専任性 【様式 6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール 【様式 7】企画提案書① 【様式 8】企画提案書② 【様式 9】企画提案書③ 【様式 10】企画提案書④ 【様式 11】プロポーザル参加辞退届 資料 5 採点基準表（一次審査）（案） 資料 5－2 採点基準表（二次審査）（案）
会議の結果及び主要な発言	
（発言者）	
事務局	1 開会 （開会の挨拶） （委嘱状は席上配付にて交付） （事務局より配付資料の説明） （各委員より自己紹介）
事務局	2 委員長・副委員長の選出について 資料 1 選考委員会設置要綱第 5 条に則り、委員長は委員の互選で副委員長は委員長の指名で選出する。
A 委員	委員長に行田委員を推薦する。 （委員一同、異議なし）
委員長	副委員長は佐藤委員にお願いする。
委員長	3 選考委員会選考スケジュール（案）について （事務局より資料の説明） 質問意見等あるか。 （委員一同、異議なし）
B 委員	4 事業候補者募集要項（案）について 5 採点基準表（案）について 【次第 4 と 5 は関連する事項のため一括審議】 （事務局より資料の説明） 資料 4 募集要項（案）の 5 ページ（6）に記載されている様式について、補足資料が 15 枚以内とされている点に関し、この枚数制限に様式の枚数も含まれるか。
事務局	様式自体の枚数は含まれない。補足資料を 15 枚以内とする。様式のみ提出が必須で、様式に最大 15 枚までの補足資料を加えたものが、提出可能な書類の上限となる。

C委員	各様式が1枚である旨の記載が現時点ではないため、様式は1枚で両面印刷可とすることを追記する。 様式6～10を除き、様式は原則1枚で提出し、追加で補足資料を合計15枚まで添付を可とする。 「両面印刷可」に該当する資料はどの範囲か。
事務局	企画提案書の様式で決められたフォーマットを両面印刷とする。
C委員	様式6のみを両面印刷とし、これを1枚としてカウントし、それ以外に補足資料15枚ということで、理解した。
D委員	別紙1仕様書2ページ目(1)について、60MHzや4値FSK、IP無線システムにおける設計の契約実績の記載に関し、「において」という表現が各システムすべてを対象としているのか、それとも一部のシステムでもよいのかが読み取りにくい。その意味する範囲について教えてほしい。
事務局	「すべて」を対象としている。現時点ではどの方式を採用するか決まっていないため、各方式それぞれの経験を有していることを要件として考えている。
D委員	対象が「すべて」であることが分かる明確な表記が望ましい。
委員長	対象が「すべて」であることが分かるよう、記載内容を修正すること。
D委員	仕様書6ページ「(3) 調査検討内容 ア 同報系」①の記載について、「現場の確認をすること」という表現に違和感がある。7ページの移動系①では「現場などにて確認し」と記載されているため、こちらの表現を統一した方が良いと思われる。
事務局	承知した。修正する。
E委員	別紙2の区内事業者優遇における「区内事業者」の定義について、本社が港区にある場合に限定されるのか、それとも区内に事業所があれば対象となるのかが不明なため、定義を教えてほしい。
事務局	区内事業者の対象は本社に限らず営業所や支所でも可とし、入札参加資格で登録されている事業所名を基準に判断する。
A委員	募集要項5ページ(6)留意事項イの「補足資料全体で15枚以内」について、事業者ごとに様式ごとの記載量に差が生じ評価時の事業者間比較に影響する可能性がある。様式ごとに補足資料の枚数上限を定めた方が公平な評価に繋がるのではないか。
C委員	様式に沿って記載する場合は文章中心で図は少数となる一方、補足資料では図が多くなる可能性がある。補足資料の作成方法は事業者ごとに異なるため、一律に決めておくことは難しいと考えるがどうか。
A委員	事業者ごとに記載枚数が異なると評価が難しくなるため、プロポーザルでは項目ごとに枚数を指定し、事業者間で同程度の分量で比較できるようにした方が良いのではないか。
事務局	評価の観点から、様式ごとの補足資料の上限枚数を設定する形への変更も検討可能。変更するのであれば、各様式の適切な枚数について御意見をいただきたい。
A委員	企画提案の評価は今回の重要なポイントとなる。資料5採点基準表項番2(1)(5)は1枚ずつで問題ない。残りの(2)(3)(4)について重点的

C委員 事務局	に補足資料を充実させた方が、今回のプロポーザルの主旨や評価ポイントにより適合した内容になるのではないかと。 事務局による当初案で、15枚と設定した理由は何かあるか。 図面を含めた事業者ごとの見せ方には幅があると考えているため、全体として余裕を持った枚数設定とした。あくまで「以内」という上限設定にとどめ、具体的な構成や見せ方については事業者の判断に委ねたい意図から、15枚以内とした。
C委員	枚数の上限を設けないことも選択肢の一つではないか。各事業者がどこに力を入れているかを読み取れる利点もあるのでは。枚数制限自体を外してもよいのではないかと考えつつ、一方で上限が必要という意見も分かるがどうか。
事務局	比較のしやすさを重視して枚数制限を設けるという考え方と、事業者の積極性や熱意を評価に反映するため枚数を制限しないという考え方が意見として出されている。例えば、合計枚数の上限ではなく様式ごとに枚数を定める案としては、様式6は1枚まで、様式7は3枚以内、様式8・9は2枚以内、事業計画スケジュール及び概算費用については、最大5枚といった案が考えられる。
C委員	こちらの想定と事業者側の考え方が必ずしも一致するとは限らないため、実際の提出内容がどうなるかを手探りで考えざるを得ない面もあるかと思われる。 様式ごとに資料が一体となっている方が評価する側としては見やすい。そのため、様式は統一し、それ以外は任意形式で、「様式7の1枚目に付随する資料として何枚まで」といった形で細かく定める方法も考えられる。ただ、そのあたりの具体的なアイディアは十分に整理できていないため、事業者に委ねる方法も一案だと考える。
A委員	事務局提案の全体15枚以内で問題ない。これまでの意見を受け、C委員の発言どおり、配分については事業者を選んでいただければよいと考える。
委員長	実際に事業者からどのような資料が提出されるかは事前に想像しても限界がある。意見を総合的に判断し、補足資料を15枚以内、様式は1枚で両面使用可として進めることとする。
A委員	提出書類について、見積価格様式が現時点では定められていないが、過去の経験からすると、事務局での採点や比較のしやすさを考え、様式は設定した方がよいと思われる。事業者独自の見積書添付を認めつつも、仕様書に記載された業務内容の項目ごとに経費を記載させることで、事業者間の比較がより精緻に行えるのではないかと。 仕様書については、1ページ目の「業務目的」において件名では「基本設計業務委託」と記載されている一方で、目的欄にはその点が明記されていない。今回、基本設計業務は重要な業務の一部であることから目的に明記した方がより適当である。また、仕様書8ページ目の項番2（2）について、外部システムとの連携が複雑であるため、どの段階で要件定義を行うのかが不明確である点が気になる。特に記載がないため、業務に含まれているのかどうか、ベンダーによっては要件定義を省略して基本設計に移る可能性もある

事務局	と思われる。 見積書の様式については、比較や確認を行う立場が事務局であることを踏まえ、より公平かつ簡素に把握できるようにする目的から「様式 11」として別途設けるという御提案だと理解した。その方向で対応していきたい。また、仕様書の業務目的の記載については、資料 4 において表現の細かな検討はあり得るものの、今回実施したい業務内容が事業者に明確に理解されるような目的を記載する方向で対応したいと考える。要件定義の件も仕様書に追加することとする。
委員長 D 委員	案がまとまり次第、内容を修正することとする。 今後、新しいシステムの導入後に、港区内で地理的・建物面での変化が想定される中、事業提案としてもそうした要素を考慮することが求められている。現時点で把握可能な建築許可や高層ビル建設などの計画情報が事業者提供されるのか。
事務局	設置場所の状況等に関する情報は、現時点で把握できているものについては提供予定。一方で、今後も引き続き周辺環境の変化が想定されるため、電波が届かなくなるなどの状況が発生した場合も視野に、方式の変更（ハイブリッド化等）によって対応でき、かつ環境変化があっても防災スピーカーとして機能し続けるような耐久性・柔軟性のあるシステムの提案を求めている。
E 委員	不具合一覧表の中にある住民による苦情件数が気になる。防災行政無線については、苦情が多いという話もあるため、そうした苦情を含めた現状を示すことで、企画提案書を作成しやすくなるかと思う。
委員長	各様式の枚数については、これまでの議論どおり事務局提案のままとする。 選考基準の共通部分における選考の目安を 60% とすること、一次審査の事業者数を 3 者程度とすること、二次審査でのスクリーン投影を任意とすること、プレゼンテーション時間を 15 分以内、質疑応答を 20 分程度とすることについて、意見はどうか。
B 委員	一次審査の事業者数について、基本的には 3 者程度で良いと考えられるものの、状況に応じて 4 者でもよく、場合によっては 2 者でも十分なこともあるため、「3 者に固定しすぎない」という柔軟な認識を、この場のメンバー間で共有しておきたいがどうか。
C 委員	一次審査の採点基準について、事業者数の「3 者」はあくまでも目安であることを前提とする。採点基準表や提案書様式については問題ないと思う。 見積価格の採点方法について、事務局案では安いほど高得点となる評価の配分になっている。本事業の性質上、極端に安い見積は、品質や実現性に問題が生じる可能性もあるため、最安値が高評価で良いのか、他のプロポーザルでも同様の配点が一般的なのか、低価格に高得点を与えることで「結果的にうまくいかなかった」事態にならないか懸念されるがどうか。
事務局	選考委員会によってその考え方は異なっており、他のプロポーザルでは、一定基準より下の価格だと 1 点とする場合もある。
D 委員	物価上昇の影響で、予定金額に収まらず入札不調になる可能性を懸念する一方で、逆に低めの金額で応札される可能性もあるのではないかと。
事務局	事業規模や金額について先行して示すものの、事業者によって見積り水準

C委員 事務局	にばらつきがあることも想定され、実際の提案価格の相場が想定しにくい。そのため、今回は下限価格を設けない対応で検討を進めた。 評価点数は、公開されるものではないのか。 細かな内訳については、公開されるものではない。 一定水準より低い金額あった場合に、評価を下げるといった対応も可能である。
C委員	価格が高いからといって必ずしも評価が低くなるわけではなく、評価配点の付け方はもう少し工夫の余地があるのではないかと考える。単純に低価格を高く評価すればよいというものではないと思われる。
B委員	C委員の意見に賛成。金額に応じて、段階的な点数配分が適当ではないか。 評価は5点満点とする必要はあるが、大まかな配分で十分ではないかと考える。プロポーザルは価格を重視し過ぎない契約手法であるため、多少その点を踏まえた評価ルールも合理的だと感じる。100%に近いほど評価点が高くなる設定を採用している例もある。
委員長	「見積価格の点数配分について」や、議論の結果、修正が必要になった事項は事務局にて修正し、本日出た意見がきちんと反映されているかどうかを後日確認させていただく。募集要項の公開については、当初のスケジュール（案）どおりに進めることで良いか。 （委員一同、異議なし）
D委員	評価表の項目によっては、実際に採点する際に1点・2点といった区分が分かりにくいものがある。少しでも判断の目安となる基準が示されていると有難いかどうか。
事務局	点数の付け方については、第2回選考委員会で各委員が評価の視点や採点の理由を共有し、点数比較を行った上で調整する時間を設けることを予定している。そのため、まずは委員それぞれの視点で評価いただきたい。
委員長 D委員	各項目の評価指標に基づき、各委員の視点で評価いただくこととする。 例えば様式7には、冒頭に「港区における電波状況や将来変動を踏まえ、従来システムより機能改善が見込まれる点」のみが明記されており、評価基準表で示されている「災害時に有効に機能する冗長性」については、仕様書には記載があるものの様式の冒頭には記載がない。様式の冒頭文に評価項目に該当する内容を明示してはどうか。事業者の記載漏れ防止につながるとともに、評価する側としても評価しやすくなると思われる。
事務局	事業者が提案内容を漏れなく記載できるよう、仕様書の内容を踏まえて様式を見直し、必要な観点を加味した形に修正する。
委員長	他はいかがか。何かご意見あるか。 （委員一同、他の意見なし）
委員長	本日の意見に係る修正事項は、公募開始までに各委員にメールで送付し、了承を得た上で、公表とすることとする。 以上、ご異議あるか。 （委員一同、異議なし） （事務局から事務連絡）

委員長	6 閉会 (閉会の挨拶)
-----	-----------------